

◇教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 通勤手当の支給方法等を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和8年10月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)